

千葉市営住宅の家賃及び敷金の減免及び徴収猶予取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市営住宅条例（昭和36年千葉市条例第5号）及び千葉市営住宅条例施行規則（昭和37年千葉市規則第14号。以下「規則」という。）に規定する市営住宅の家賃及び敷金の減免及び徴収猶予に関し、必要な事項を定めるものとする。

(家賃の減免の対象)

第2条 家賃の減免の種類は次の各号に掲げるものとし、当該減免はそれぞれ当該各号に該当する場合において、市長が必要があると認めるときに行うことができるものとする。

- (1) 一般減免 入居者又は同居者（以下「入居者等」という。）の収入が失職その他の事情等により著しく低額である場合又は入居者が疾病にかかり、若しくは災害により著しい損害を受けた場合
- (2) 生活保護減免 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている入居者について家賃の額が現に支給されている住宅扶助の額を超えている場合又は入院加療のため住宅扶助の支給が停止された場合
- (3) 特別減免 入居者等が退職その他の理由により収入の額が著しく減少した場合において、規則第16条第4項に規定する収入の額の再認定を行わない場合

2 前項第1号から第3号までに掲げる減免後、家賃を滞納した場合は、当該滞納家賃が解消されない限り、翌年度以降の減免対象としない。

(一般減免の基準)

第3条 前条第1項第1号に規定する一般減免は、次条の規定により算定した入居者等の過去1年間の平均月額収入が次に掲げる金額の合計額（以下「減免基準額」という。）以下である場合において、将来にわたりその収入が増加する見込みがないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 生活保護法に基づく生活扶助基準額及び教育扶助基準額の合計（減免開始月の前年度の1月1日現在における基準を用いて算出。）
- (2) 生活扶助基準額（基準生活費に限る。）の40パーセントに相当する金額
- (3) 当該入居者の家賃に相当する金額

(収入の認定)

第4条 前条の平均月額収入は、直近1年間の収入（不動産の譲渡による収入その他の一時的な収入を除く。）の状況から判断して、減免の申請に係る期間に得られることが見込まれる額について市長が認定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入居者等が疾病により長期療養を必要とする場合又は災害により容易に回復しがたい損害を受けた場合には、長期療養又は

損害の回復に要する費用の額を控除することができる。

(減免額)

第5条 第2条第1項第1号の一般減免による減免額は、次の表の左欄に掲げる平均月額収入の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

収入の区分	金額
減免基準額の90パーセント 超え減免基準額以下	当該入居者の家賃の30 パーセントに相当する金額
減免基準額の80パーセント 超え90パーセント以下	当該入居者の家賃の40 パーセントに相当する金額
減免基準額の70パーセント 超え80パーセント以下	当該入居者の家賃の50 パーセントに相当する金額
減免基準額の70パーセント 以下	当該入居者の家賃の80 パーセントに相当する金額

2 第2条第1項第2号の生活保護減免による減免額は、現に支給されている住宅扶助額と家賃の額との差額とし、入院加療のため住宅扶助の支給が停止された場合は家賃全額とする。

3 第2条第1項第3号の特別減免による減免額は、家賃の額から収入の再認定を行った場合に算定される家賃の額を控除した額とする。

(家賃の減免の期間)

第6条 規則第17条第8項に規定する家賃の減免の期間は、同条第6項の申請書を受理した日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内とし、年度を越えることはできない。

(申請書の添付書類)

第7条 規則第17条第6項の規定により申請書に添付することとされる書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 市町村長が発行する入居者等の所得を証する書類（新たに減免を申請する者及び個人市県民税の申告を行っていない者に限る。）

(2) 収入を証する書類で、次に掲げるもの

ア 給与所得者にあつては、給与支払者の発行する給与等証明書

イ 事業所得者にあつては、収支証明書

ウ 年金（恩給）受給者にあつては、受給証書等の写し

エ 日雇い労働、内職、仕送り等の収入がある場合にあつては、収入の確認ができる証明書

オ 失業中の者にあつては、雇用保険受給資格証の写し

カ 児童手当、児童扶養手当等を受けている者は、支払決定通知書の写し

キ その他の収入がある者にあつては、当該収入を確認のできる証明書

(3) 規則第17条第1項第2号の規定による控除を行う場合は、その額を証

する証明書等

(4) 規則第17条第3項第2号の規定による減免を行う場合は、子の母または父の戸籍の全部事項証明書等その他事実を証する証明書等

(5) その他市長が必要と認める書類

(届出の義務)

第8条 家賃の減免の承認を受けている者は、当該承認の期間中に減免事由が消滅し、又は変更したときは、その内容を速やかに届け出なければならない。

(減免の取消し)

第9条 虚偽の申請その他の不正な手続により減免を受けていることが判明した入居者については、直ちに当該入居者に対する減免を取り消すとともに、当該入居者に対し、すでに減免を行った額に相当する額を期限を定めて納付させるものとする。

(家賃の徴収猶予)

第10条 家賃の徴収猶予は、第2条第1項第1号の一般減免の要件に該当し、かつ、一時的に家賃を納入することが困難である場合において、6月以内に家賃を納入することが可能となると認められる場合に行うものとする。

(家賃の徴収猶予の期間)

第11条 規則第17条第8項に規定する家賃の徴収猶予の期間は、申請書を受理した日の属する月の翌月の初日から起算して6月以内とする。

(敷金の減免及び徴収猶予)

第12条 敷金の減免及び徴収猶予は、一般減免及び生活保護減免の例により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(千葉県営住宅家賃の減免等に関する取扱要綱の廃止)

2 千葉県営住宅家賃の減免等に関する取扱要綱(平成6年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に入居している者の平成28年度以前の年度に係る家賃の減額については、平成29年3月31日までの間は改正前の第2

条第 1 項第 4 号及び第 5 条第 4 項の規定の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。